

地区公民館の利用(貸館)のご案内

会議室、和室、調理実習室などを利用できます。
詳細は、各地区公民館にお問い合わせください。

●利用料金

地区住民の方は無料・減免の措置あり。ご相談ください。

●注意事項

- ※団体・グループでの利用に限ります。個人での利用は不可。
- ※営利行為、特定の宗教や政党活動を目的とした利用は不可。

貸館利用時間	通年 9:00～22:00
事務所開館時間	平日 9:00～17:00

倉吉市地区公民館一覧

	●上北条公民館 -かみほうじょう- 〒682-0003 鳥取県倉吉市新田 422-1	TEL 0858-26-1763 FAX 0858-26-3515 URL http://www.ncn-k.net/kokamiho/
	●上井公民館 -あげい- 〒682-0042 鳥取県倉吉市大平町 360-1	TEL 0858-26-1736 FAX 0858-26-3621 URL http://www.ncn-k.net/koagei/
	●西郷公民館 -さいごう- 〒682-0031 鳥取県倉吉市下余戸 118-1	TEL 0858-26-2046 FAX 0858-26-3653 URL http://www.ncn-k.net/kosaigou/
	●上灘公民館 -うわなだ- 〒682-0811 鳥取県倉吉市上灘町 9-1	TEL 0858-22-0640 FAX 0858-23-6012 URL http://www.ncn-k.net/kouwana/
	●成徳公民館 -せいとく- 〒682-0817 鳥取県倉吉市住吉町 77-1	TEL 0858-22-1301 FAX 0858-23-3653 URL http://www.ncn-k.net/koseitok/
	●明倫公民館 -めいりん- 〒682-0872 鳥取県倉吉市福吉町2丁目1674	TEL 0858-22-0642 FAX 0858-23-6015 URL http://www.ncn-k.net/komeirin/
	●灘手公民館 -なでて- 〒682-0904 鳥取県倉吉市尾原 500	TEL 0858-22-5401 FAX 0858-23-6021 URL http://konadate.blog13.fc2.com/
	●社公民館 -やしろ- 〒682-0943 鳥取県倉吉市国分寺 74-1	TEL 0858-28-2155 FAX 0858-28-6031 URL http://社公民館.com/
	●北谷公民館 -きただに- 〒682-0604 鳥取県倉吉市福本 226-1	TEL 0858-28-0969 FAX 0858-28-6032 URL http://www.ncn-k.net/kokitada/
	●高城公民館 -たかしろ- 〒682-0642 鳥取県倉吉市上福田 480	TEL 0858-28-0950 FAX 0858-28-6033 URL http://www.ncn-k.net/kotakasi/
	●小鴨公民館 -おがも- 〒682-0856 鳥取県倉吉市中河原 772-6	TEL 0858-28-0964 FAX 0858-28-6034 URL http://www.ncn-k.net/koogamo/
	●上小鴨公民館 -かみおがも- 〒682-0934 鳥取県倉吉市上古川 216-3	TEL 0858-28-0953 FAX 0858-28-6035 URL http://www.ncn-k.net/kokamio/
	●関金公民館 -せきがね- 〒682-0402 鳥取県倉吉市関金町大鳥居 193-1	TEL 0858-45-2119 FAX 0858-45-6003 URL http://www.ncn-k.net/kosekigane/

地区公民館って

どんなところ？

鳥取県倉吉市



倉吉市内に **13** ある **地区公民館**。
もっともっと知ってほしい
地区公民館の取り組みを紹介します。

【発行】倉吉市教育委員会・倉吉市地区公民館 【問合せ先】倉吉市教育委員会生涯学習課 TEL0858-22-8167

📍 「地区公民館（コミュニティセンター）」って何のためにあるの？

倉吉市には、小学校区ごとに1つずつ、全部で13の地区公民館が設置されています。地域住民一人ひとりが楽しく生きがいのある充実した時間を過ごせるよう、「いつでも・だれでも」学ぶことができる場所、それが「地区公民館」です。

地区公民館の3つの役割

-1-
学 び を
サポートすること

-2-
仲間づくり を
サポートすること

-3-
地域づくり を
サポートすること



地区公民館は、社会教育法に基づき倉吉市が設置している社会教育施設です。地域に根ざした社会教育※をすすめるため、「住民一人ひとりの興味関心に基づいた学習ニーズにこたえる場」、「地域の課題解決に役立つ知識や技術を学ぶ場」として、幅広い学習の機会を提供しています。



イメージ写真

管理・運営はどうなっているの？

平成18年の指定管理者制度導入により、地区公民館管理委員会が倉吉市からの指定管理料で、**地区毎に管理・運営を行っています。**職員は館長1名、主事2名の3名が勤務しています。

「自治公民館」とは違うの？

倉吉市が設置している地区公民館と異なり、住民がお金を出し合って、町ごとに設置・運営している自主的な住民組織が「自治公民館」です。市内に222の自治公民館があり、住民同士が親睦を深めながら、豊かで住みよい町をめざして、福祉や生活環境、防犯・防災などの生活全般に関する活動を行っています。



よりよい地域づくりのためには、地区公民館と自治公民館の連携が不可欠！
地域づくりの両輪として協力しながら取り組んでいます。

※用語解説：「社会教育」ってなに？

学校や家庭以外の広く社会で行われる教育です。学習の拠点となる社会教育施設は、地区公民館以外にも図書館や博物館、スポーツ施設、音楽施設などがあります。



📍 「地区公民館（コミュニティセンター）」の3つの取り組み

13 地区公民館はそれぞれの地域の特性を活かして、

「まなぶ」「つどう」「つなぐ」の3つの取り組みを行っています。



「何か学んでみたい!」「サークル活動に参加したい!」と思ったときは、地区公民館へ!

まなぶ
学習機会を
提供する

住民のみなさんの「学びたい」「知りたい」をサポート

- 各種講座や研修会を企画・開設しています。
〔 地域づくり、防犯、防災、人材育成、人権学習推進、青少年育成、健康づくり、スポーツ、レクリエーション、少子高齢化、男女共同参画、地域伝統文化や歴史の継承など 〕
- 活動内容や学習成果を発表する場を設けています。

つどう
仲間づくり

地区公民館は地域の交流の場

- 趣味のグループ、サークル、団体などの自主活動を行う際、「集会の場」として利用できます。
- さらに、人と人が集う「きっかけの場」にもなっています。

つなぐ
コーディネート

いろいろな団体・機関・事業をコーディネート

- 人と人をつなぐお手伝いをしています。
- 施設や団体・機関と連携して社会教育活動を行っています。
- 文化祭、祭り、運動会等の事業の連携・支援をしています。



たくさんの団体・機関と連携しています

学校、保育園、こども園、人権文化センター、地区振興協議会、自治公民館協議会、社会福祉協議会、青少年育成協議会、同和教育推進協議会/人権教育研究会、民生児童委員協議会、老人クラブ、PTA、子ども会、NPOなど



その他の取り組み

イベントや教室・講座・活動報告など、地域の情報をたくさん発信中!!



公民館報の発行

ホームページ運営